

暴力団排除に関する事項

1. 見積り合せ

この見積徴収通知の日から開札の日までの期間において、「高浜市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年4月1日施行）に基づく排除措置を受けていないこと。

2. 契約の締結

見積書開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が「合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。

3. 損害の賠償

暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、「合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。

4. 妨害又は不当要求に対する届出義務

契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。